

「ラーケーションの日」取得届出書

令和 年 月 日

年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

取得日：

令和 年 月 日 ～ 月 日 (日間)

※ 令和6年度は年間で3日間まで

【確認事項】

- 原則として、「ラーケーションの日」を取る1週間前までに、保護者等から届け出る必要があります。
- ラーケーションを取る日は、「出席停止・忌引等」と同じ扱いで欠席とはなりません、その日に実施される各授業の出欠記録については、出席扱いとはなりません。
- 「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業の内容は、自習等により補う必要があります。なお、病気等による欠席の際と同様に、学校から指示が出る場合もあります。
- 学校行事の日や考査期間など、各学校が定めた「ラーケーションを取ることができない日(期間)」があります。